

平成29年(ラ許)第11号

決 定

福岡県 番地  
申 立 人 X  
同 代 理 人 弁 護 士  
県 番地  
相 手 方 Y

上記当事者間の当庁平成28年(ム)第32号損害賠償等請求再審事件について、当裁判所が平成29年1月26日にした決定に対し、申立人から抗告許可の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、原決定には、民事訴訟法337条2項所定の事項が含まれていないものとは認められないから、本件申立ては理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成29年2月22日

福岡高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 H

裁判官 E

裁判官 G

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官

